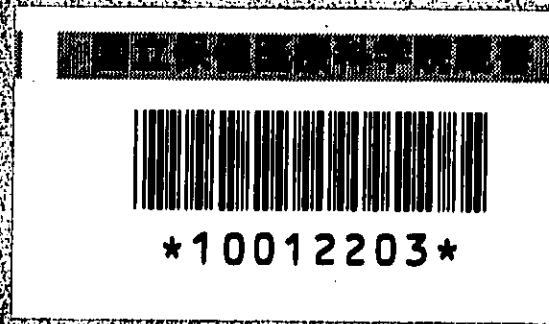


大  
一  
九  
二  
一

大正十二年二月

學校看護婦設置狀況  
學校給食の狀況

文部大臣官房學校衛生課

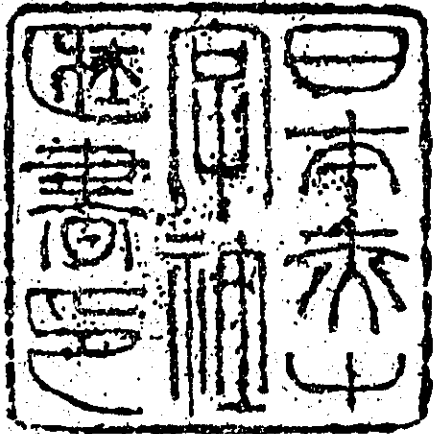


SS  
48

大正十二年二月

學校看護婦設置狀況  
學校給食の狀況

文部大臣官房學校衛生課

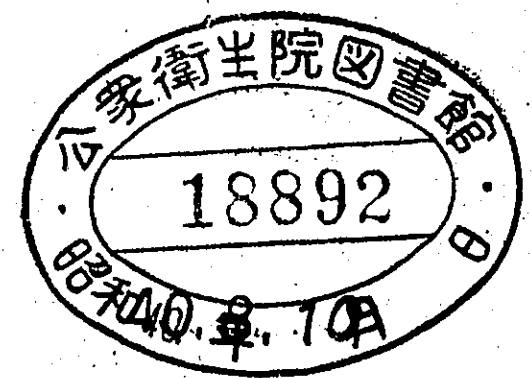
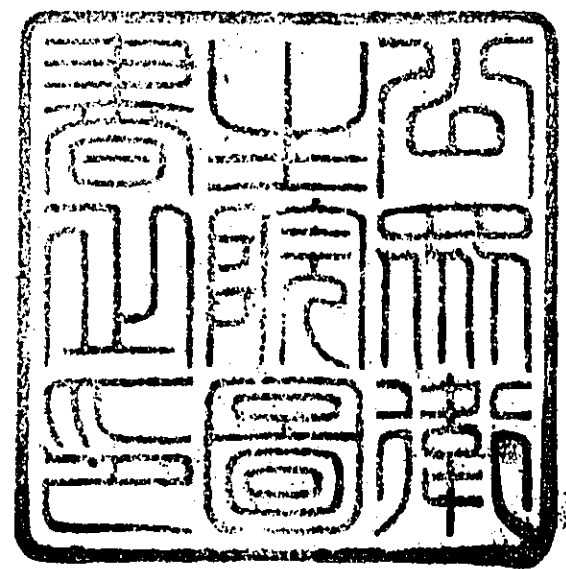


昭和40年8月 日  
日本赤十字社  
寄贈



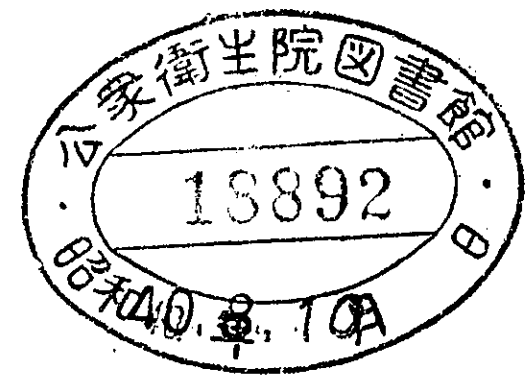
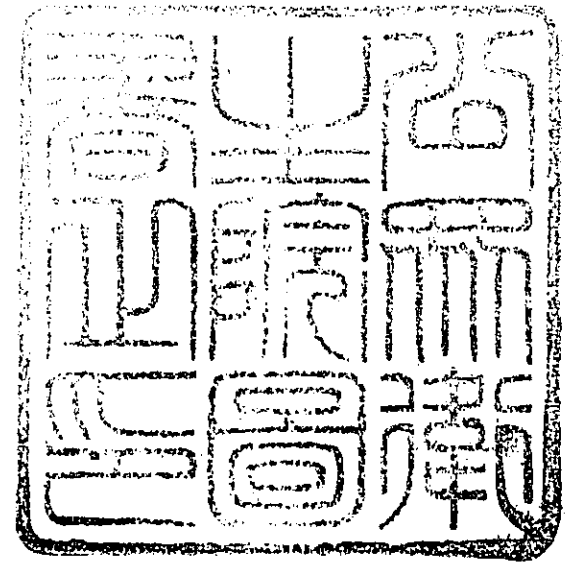
SS
48

學校看護婦



SS
48

學校看護婦設置狀況



## 凡例

### 一、學校看護婦の發達

近時學校看護婦の利用は、學校衛生の實績を擧げる爲めに甚必要なこととして、近時旺に高唱されるに至つた。抑も學校看護婦は、千八百九十三年英京ロンドンのヘューズ嬢が貧民學校で輕微な疾病を看護し、其成績の良好なのを見て、益々熱心に此事に盡力したことに起因する。千九百〇四年にロンドン市の事業として繼承されてからこのかた、益々發展して、英國各地に設置せられ、近來に至つては文部省學校衛生局に、之が監督官の任命をさへ見るに及んだ。米國では千九百〇二年に、學校看護婦が創始せられ、其後著しく普及發達して、千九百十五年にはニューヨーク市ばかりで、三百七十五名といふ多數の學校看護婦が置かれる様になつた。獨逸では、千八百〇八年シャルロットブルグ市に、一名の學校看護婦が任命されたのに始つて、其成績の良好なので漸次各地に置かるゝに至つた。

### 一、學校看護婦の執務

學校看護婦の執務は、便宜上之を校内執務と校外執務とに別ち、學校内

執務としては、校舎、教室、學校用具の衛生上の視察をし、疾病兒童を發見することによつて、輕微の治療若くは處置を學校醫の指揮監督の下に行ひ、急病若くは不慮の災害に對しては、救急處置を施すのである。尙衛生的訓練ともいふべき身體の清潔、毛髮の手入、齒揚枝の使用法の鼻汁のかみ方、看護法等については、教員と協力して自ら指導の任に當るのである。學校外執務としては家庭訪問をなす、兒童の疾病その他心身の狀況について、家庭と學校との聯絡を保ち、また治療の相談對手となり、或場合には其保護者に代つて、病院醫家等に兒童を同行するのである。

### 一、本調査

我が國に於ける學校看護婦設置の概況を知る爲に、大正十一年六月八日左の照會を各地方長官、直轄學校長に宛て發し、其の回答を取纏めたものが本調査である、之を我が國に於ける學校看護婦設置狀況と題して汎く教育關係者の參考に資せんとするのである。

### 學校看護婦に關する件照會

貴管下(校)に於て學校看護婦(學校衛生婦、看病婦、其他の名稱の如何に拘らず、學校看護婦の事務に従事するものを含む)を設置せるものあらば左記要項に據り御調査の上七月末日迄に御回報相煩はし度。

記

- 一、設置主體(官公衙、學校、團體等)
  - 一、始めて設置せる年月
  - 一、設置に關する經費の出所
  - 一、大正十年並十一年度經費豫算
  - 一、學校看護婦の執務に關する規程
  - 一、現在學校看護婦の資格(看護婦、產婆等)
  - 一、大正十年度に於ける執務の概況
  - 一、其他參考となるべき事項
- 以上

文部大臣官房學校衛生課

目次

甲 學校看護婦設置狀況概括

第一、學校看護婦設置狀況一覽表……………四〇

第二、學校看護婦設置主體別、經費出所別、看護婦資格別、集計表……………四四

乙 各地に於ける學校看護婦設置狀況

一、文 部 省……………四五

二、第一高等學校……………四五

三、奈良女子高等師範學校……………四七

四、東 京 市……………四八

五、大阪府大阪市北區北野佐藤町外五十一ヶ町學區……………一〇

六、大阪府堺市……………一五

七、京都府宮津尋常高等小學校……………二八

八、神奈川縣橫濱市元街小學校……………三三

九、神奈川縣橫濱市橫濱小學校……………三四

一〇、神奈川縣橫濱市戸部小學校後援會……………三五

一一、(神奈川縣)白十字會附屬林間學校……………三六

一二、兵庫縣神戸市……………三八

一三、兵庫縣姫路市	二八
一四、兵庫縣赤穂郡相生町	二九
一五、長崎縣佐世保市	三〇
一六、長崎縣島原町尋常小學校	三一
一七、新潟縣新潟市	三五
一八、新潟縣高田市	三六
一九、奈良縣奈良市	三七
二〇、奈良縣北葛郡高田町尋常高等小學校	三八
二一、奈良縣土庫村、松塚村組合	三九
二二、三重縣宇治山田市	四〇
二三、三重縣阿山郡上野尋常高等小學校	四一
二四、愛知縣岡崎市	四二
二五、岐阜縣師範學校附屬小學校	四二
二六、岐阜縣岐阜市	四三
二七、岐阜縣稻葉郡島尋常高等小學校	四四
二八、岐阜縣羽島郡笠松町	四五
二九、岐阜縣本巢郡北方町	四六
三〇、岐阜縣本巢郡席田村	四七
三一、岐阜縣本巢郡眞桑村	四八
三二、宮城縣伊具郡角田町	四九

三三、青森縣	五〇
三四、青森縣青森市	五一
三五、青森縣弘前市	五二
三六、山形縣西村山郡寒河江尋常高等小學校	五三
三七、秋田縣秋田市	五四
三八、石川縣金澤市	五六
三九、岡山縣西大寺高等女學校	五七
四〇、廣島縣廣島市	五八
四一、廣島縣尾道市	五九
四二、香川縣香川郡川岡尋常高等小學校	六〇
四三、香川縣香川郡檀紙尋常高等小學校	六一
四四、香川縣香川郡鷺田尋常小學校	六二
四五、香川縣木田郡田中尋常高等小學校	六三
四六、香川縣木田郡牟禮村	六四
四七、香川縣木田郡屋島尋常高等小學校	六五
四八、香川縣木田郡十河村	六六
四九、香川縣木田郡西植田尋常高等小學校	六七
五〇、香川縣三豐郡觀音寺町	六八
五一、福岡縣女子師範學校	六九
五二、福岡縣久留米市	七二



- 五三、福岡縣門司市……………七二
- 五四、福岡縣中學修猷館……………七三
- 五五、大分縣大分市……………七四
- 五六、佐賀縣鹿島中學校……………七五
- 五七、佐賀縣杵島郡江北尋常小學校……………七六
- 五八、熊本縣女子師範學校……………七七

### 甲、學校看護婦設置狀況概括

#### 第一、學校看護婦設置狀況一覽表

省府別	設置の主体	經費の出所	現在看護婦人數	創設年月
省	文部省	赤十社東京支部	二	大正十二年六月
同	第一高等學校寄宿舎	寄宿舎費	二	同 九年九月
同	奈良女子高等師範學校	校館費	一	同 八年十月
東京	東京市役所	尋常小學校費	四	同 十年四月
同	日本赤十字社東京支部	社費	二	同 十二年七月
大阪	大阪市北區北野佐藤町外五十二ヶ町學區	北區々費	六	同 十一年四月
同	堺市	市費	六	明治四十五年
同	日本赤十字社大阪支部	社費	二	天正十五年七月
京都	與謝郡宮津 <small>尋常高等</small> 小學校	宮津町城東村學校組合役場	二	同 十二年四月
神奈川	橫濱市元街小學校	元街小學校教育獎勵會	六	明治四十二年五月
同	橫濱市橫濱小學校教育獎勵會	橫濱小學校教育獎勵會	二	同 四十三年六月
同	橫濱市戸部小學校後援會	戸部小學校後援會	三	天正十二年六月
同	白十字會附屬林間學校	林間學校經常費	二	同 六年八月
兵庫	神戸市	市費	四	同 五十三年四月

學校看護婦設置狀況概括





内 譯

金貳百十九圓

給料(日給六十錢の積算)

金百四拾六圓

宿直賄料(一夜四十錢の積算)

十一年度豫算

十年度に同じ

執務に關する規程

規程なるものを設けず、普通醫院に於ける看護婦の執務振と異なるものなし

現在學校看護婦の資格

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

通常休日の外毎日數人十數人受診患者の世話をなし、又入室患者(重症又は傳染病患者は他の相當の醫院、病院等に移すにより、其他の患者にして寄宿舎にて治療不便なるものを入室せしむ。故に入室患者は時々あるに過ぎずして、同時に入室者數凡そ八名より多きに至らず、設備の點よりも之以上は收容し得ず)の看護に従事す

以上の外一般生徒の種痘及體格検査等のとき其世話をなす

(七) 其他參考となるべき事項

看護婦は通勤せしめずして學校内に常住(攝生室と稱する一棟の建物あり、此の内に看護婦の宿直室を設け居れり)せしむ。故に給料の外に宿直賄料(目下一夜二食分金四十錢)を支給し居れり。

三、奈良女子高等師範學校

(一) 創設年月 大正八年十月十一日

看護婦の名稱を附せず雇員として任命に付、校館費、雇員給より支辨致して居ります。

(二) 大正十年度並に同十一年度の經費豫算

大正十年度校館費雇員給 五〇四・〇〇

大正十一年度校館費雇員給 五〇四・〇〇

學校看護婦執務に關する規程

規程の制定なし

現在の學校看護婦の資格

看護婦、産婆

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

本校に於ては看護婦の名稱を附せず、看護婦の資格ある者を雇員に命じ、寮務係勤務を命じ、寄宿寮に於て患者發生の場合、重症ならざる者は校内靜養室に於て之が看護に従事せしめ、輕症者は靜養室に移さず、居室に於て看護せしめて居ります。

大正十年度に於ける患者數は

四月 三二人 十一月 五七人

五月 四五 十二月 四五

六月 五六人 二月 四五人

各地に於ける學校看護婦設置狀況



學校名	病名	ホト	結膜炎	濕疹	白癬	虱	耳漏	其他	計
萬年		三四八	一九〇	一四〇	三五	二五	七	一六	七六七
靈岸		四九二	三四二	三三六	二三八	一	一五	一四六	五五九
三笠		四一六	一一〇	一四三	三三	三〇	四二	一一三	八八七
鮫橋		一〇四三	四三六	二二三	一一七	六六	三八	七二	〇〇四
玉姬		八四九	二二六	一三四	四一	一	九七	八一	四三八
芝浦		四七四	二二五	七一	二二	二七	一二	四四	八六五
絶江		五三二	二〇四	一六六	五八	一九	八五	五七	一一二
林町		五九	四七	七一	三	一	九二	一七	二八九
菊川		五二〇	二六四	三六	一六	一	八五	七五	九九六
大平		三〇四	一四四	五八	五	二	六八	二〇九	五九五
計		五、二六八二、二九八一、六二七	五九七	一七九	六二二	八三四	二、四二四		

五、大阪市北區佐藤町外五拾壹ヶ町學區

(一) 創設年月 大正十一年四月  
 (二) 經費の出所 當該學區費

- (三) 大正十一年度經費豫算  
 金參千六百圓 看護婦手當六八分  
 金參百圓 同 慰勞金六八分  
 計金參千九百圓
- (四) 執務に關する規程  
 別記の通にして其他濟美第一、三、五、六小學校は未だ制定し居らず〔濟美第二小學校 濟美第四小學校〕  
 現在學校看護婦の資格  
 產婆看護婦 三名  
 看護婦 三名
- (六) 大正十年度に於ける執務の概況  
 なし  
 其他參考となるべき事項  
 創設後日尙ほ淺きを以て參考に資すべきものなし  
 尙左の外に本年七月日本赤十字社大阪支部より看護婦一名派遣ありしに付、當市堂島尋常小學校に配布せり、執務に關する規程、別記の通りなるも日尙ほ淺きため執務概況其他參考となるべき事項等なし
- (七) (別記の一) 學校看護婦の職務要項(大阪市)

○甲、家庭訪問

一、身體検査の結果の善後策を講せしむ  
 (治療勸告、不正發育の矯正職業免除に關する注意、眼鏡の使用、脱腸の處置、發育健康狀態の

各地に於ける學校看護婦設置狀況

指示並健康増進法の指導等

二、病弱兒、及健兒健康調査、及忠言を行はしむ

(健康及疾病調査、攝養上の注意に關する助言、就中傳染病後の登校期について指導、其他養護榮養睡眠及被服等に關する注意等)

三、學校入學前及就學猶豫兒童等の健康調査及治療勸告をなさしむ

(既往症、近視、重聽、心肺の狀況、脱腸、癩癩、精神發育の概況調査及傳染性疾患の入學前の治療等)

○乙、學校醫の介補  
四、其他父兄の希望に應じ疾病、健康、相談等の衛生相談を爲さしむ

一、外傷急患等の救急處置

二、白癬、疥癬、毛虱、トラホーム等の傳染性疾患並に凍傷、耳漏及耳垢等の處置

三、校舎内外の清潔狀況の視察

五、病弱兒の早期發見

六、運動及授業時に於ける兒童の衛生的監視

七、身體検査及調査事務の補助

八、遠足旅行、林間學校等の醫務補助等

○丙、保護者の代理事務擔當

一、保護者の貧困又は職業の關係等により齒科治療所、驅蟲所及施療病院等へ連行

二、職業相談所、兒童相談所等へ連行

○丁、兒童の衛生教育實施

一、身體の清潔に關する指導

二、齒刷牙の使用法

三、皮膚増強法、深呼吸法の指導及日光浴等の指導

四、月經の處置等

(別記の二) 看護婦事務取扱規定 (大正十一年五月制定) 大阪市濟美第二尋常高等小學校

第一條 看護婦は學校長の監督を受け學校長及學校醫の命に従ひ誠實に其職務に服すべし

第二條 勤務は校規の定むる所に従ひ教員に準ず

但し出勤は始業一時間前とし全校終業時間を以て退校時とす

第三條 看護婦は校長の許可を得豫め學校醫の命を受けて簡單なるものは一時的救急治療を爲すものとす

第四條 看護婦は學校醫と共に衛生事務に従ひ意見を校長に申告するものとす

第五條 看護婦は校醫の身體検査並にトラホームの治療を補助す

第六條 看護婦は兒童の疾病に關し校醫の意見を承けその家庭を訪問して治療に關する指導並に勸奨をなすものとす

第七條 看護婦は毎日一回教室を巡視し、左記事項を調査し、校長並に校醫に申告し、擔任教員に報告するものとす

被服の潔否、姿勢、皮膚病、爪垢及延爪、頭髮手入、毛虱及耳鼻、咽喉、顔色、其他外部の缺陷又は兆候にて認識せらるべき疾病者、最前最後列と黑板距離、光線反射狀況、室内溫度、讀本と眼距離、机、腰掛の適否、採光並に換氣

第八條 看護婦は高等科卒業生に對し、校醫と共に家庭看護法の實習指導をなすものとす

第九條 看護婦は校醫と共に校舎内外を巡視し一般の清潔、整頓、廊下、便所、押入、納屋、校庭、靴拭、屑箱、唾壺の掃除、防臭劑の撒布、撒水、修繕、乾燥、洗濯、校具の手入、下水浚渫等を調査し、校長に告申し、各係に報告するものとす

第十條 兒童の病氣缺席五日に亘りたる時は、看護婦はその家庭を訪問し病狀を視察し、校醫の命を承けて治療法を指示勸奨す

第十一條 看護婦は日々の執務日誌を記録し學年末に於て一ヶ年の疾病治療の統計を作成し、校醫の檢證を得て校長に提出するものとす

第十二條 看護婦は衛生器具並に藥品を整理保管す

校醫の命を承け一時的手当を施すもの左の如し

(一) 外傷

擦過傷、切傷、裂傷、打撲傷、鼻出血、捻座傷、眼塵

(二) 内科

頭痛、眩暈、腦貧血、胃腸加答兒、神經痛

(三) 皮膚病

疥癬、濕疹、癩風、痒疹、汗疹、禿頭病、乾癬、頭虱、毛虱、ひび、あかざれ

(四) 耳鼻科

外耳の凍傷、外耳の濕疹

(五) 消毒藥

石炭酸、石灰、昇汞、アルコール

(別記の三) 看護婦執務内規 (大阪市濟美第四尋常小學校)

一、始業一時間前に出勤し、終業後一時間以上を経て退散する事

二、應急治療室の清潔整頓、器具消耗品の保管に任ずる事

三、傷病兒童の應急手当をなす事

四、毎日「トラホーム」患者の洗眼をなす事

五、常に運動場に於る兒童に留意し、異常兒を發見したる時は直に適法の處置を採る事

六、病氣缺席兒童を訪問し、其家庭の狀況に依りては看護上、必要なる事項を指示する事、尙必要ありと認めたる場合には日々其家庭を訪問すへし

七、應急手當日誌並にトラホーム治療日誌を記載する事

八、校外教授の際は必ず隨行する事

### 大阪府堺市

(一) 創設年月 明治四十五年

(二) 經費の出所 市費

(三) 大正十年度並二十一年度經費豫算

大正十年度 俸給 參、四五六圓

賞與 四一五圓

各地に於ける學校看護婦設置狀況



被服費 八一圓  
 大正十一年度 俸給 參、五二八圓  
 賞與 四二三圓  
 被服費 六七圓五〇錢  
 (四) 學校看護婦執務規程

市立學校、幼稚園、看護婦服務規定  
 第一條 看護婦は本市學校、幼稚園醫の指導監督を受け兒童の衛生事務に従事するものとす  
 第二條 看護婦は一定の服裝を爲すべし  
 第三條 看護婦の服務に關し、本則に規定なきものは當該學校、幼稚園職員に準ず  
 附 則  
 本則は明治四十五年四月一日より施行す  
 (五) 現在學校看護婦の資格  
 看護婦免許を有するもの 參人  
 看護婦及產婆免許を有するもの 參人  
 (六) 大正十年度に於ける執務概況  
 學校幼稚園トラホーム患者調査表 自大正拾年四月 至同 年十二月末

校名	四月決定			除籍數	現在患者數
	患者數	第一回檢診治療者數	第二回檢診治療者數		
高小校	三〇	一	一	六	二四

校名	合計	第一幼稚園	第二幼稚園	向陽校	湊旅籠校	南旅籠校	少林寺校	英彰校	市彰校	熊野校	殿馬場校	錦西校	錦校
洗眼兒童延人員數	六一〇	三	三	六六	一二二	七四	七〇	一五	一六	三三	三二	七二	七五
一日平均洗兒童數	一二六	一	一	一四	三〇	二二	二二	四	四	五	一	三	二
應急事項	五										五		
身體檢査補助回數	四七	一	一	四	二	六	一	一	一	一	八	五	三
旅行校外教授運動會等隨件	四六六	九	一	五	八	五	四	一	一	二	二	五	六

校名	登校回數	洗眼兒童延人員數		一日平均洗兒童數	應急事項			身體檢査補助回數	旅行校外教授運動會等隨件
		內科	外科		科	科	科		
高小校	二〇五	三	八	一九	二	四	五	五	一
錦小校	一九八一〇、三八〇	一	五	五二	一	五	一〇	九	二

各地に於ける學校看護婦設置狀況

合	錦西校	殿馬場校	熊野校	市校	英彰校	少林寺校	南旅籠校	湊校	向陽校	第一幼稚園	第二幼稚園	合計
二、四七九	二〇四	一〇七	二二二	二〇〇	一九六	一七七	一九三	二二八	二二二	一五五	二、四七九	二、四七九
七八〇	九、七三二	二、五三二	四、六五〇	二、二三七	一、九〇五	九、三五八	一四、三四九	八、四五二	四七六	三二〇	七八〇	七八〇
八八	四七	二四	二二	一九	五三	五〇	七五	三七	二二	二〇	三一	三一
五〇六	一四	一五	五八	四二	二一	二六	二七	五三	二二	二二	五〇六	五〇六
四、〇八八	七三	三三	二、一三六	二六四	一三七	一三五	一四〇	一一三	二二	二二	四、〇八八	四、〇八八
四三六	二六	二五	一九	二五	四六	四六	四六	五五	三七	三六	四三六	四三六
一八九	三五	一〇	三一	一一	一六	一九	一七	五八	四四	四四	一八九	一八九

七、京都府宮津尋常高等小學校

- (一) 創設年月 大正十一年四月一日
- (二) 經費の出所 與謝郡宮津町城東村學校組合役場
- (三) 大正十一年度經費豫算 設備費 五〇〇、〇〇〇

療治費 一五一、〇〇〇

- (四) 學校看護婦執務規程 別記
- (五) 現在學校看護婦の資格 看護婦免許狀を有す
- (六) 其他 衛生室に於ける設備

- △設備及器具
- 身長計 一
- 體重計 一
- 握力計 五
- 檢溫器 三
- 陶器製手洗 一
- 石鹼入 一
- 縹帶瓶 一
- 廻旋式藥品臺 四
- 鐵製寢臺 一
- 藁布團 四
- 寢具 六
- 枕 〇

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- 壺 二
- イルリガートル 二
- 手洗器 一
- 手洗臺 二
- 骨盤計 三
- 膿盆 一
- 銅製タンク 一
- 三千グラム細口瓶 二
- 百グラム投薬瓶 〇
- メートルグラス 三
- 藥匙 三
- 毛布 二

點眼瓶	一〇	綿棒	一〇
藥品棚	一	寒暖計	一
調劑臺	一	上敷	三三疊
調劑用グラム秤	一	水枕	二
氷嚢	五	火鉢	一
同吊	四	火箸	一
五徳	一	敷布	六
ツメヌキ	一	ピンセット	二
ハサミ	二	ケツテル	二
消毒器	一	バケツ	二
白幕	二	鐵瓶	一
△藥品			
過酸化水素水	一磅	甘汞	一オンス
次硝酸蒼鉛	百グラム	單舍利別	一磅
蒸溜水	一磅	酸化亞鉛	一磅
綑酸軟膏	一磅	アンチピリン	一オンス
重炭酸ナトリウム	一磅	ヨードホルム	一オンス
ブロームナトリウム	一磅	デルマトール	一オンス
オレーフ油	一磅	ブランドー	一
酒精	一磅		

(以上大正十一年六月現在)

(別記) 學校醫服務規程

- 第一條 學校衛生に留意し兒童養護を全からしめんが爲に學校醫を置く
- 第二條 學校醫の爲すべき學校衛生上の常務左の如し
- 一、毎年四月乃至五月に施行すべき職員兒童身體検査
  - 二、トラホーム患者の治療並に豫防
  - 三、校内に於ける傳染病取締並に豫防
  - 四、校内に起りたる比較的重き傷病者の手當
  - 五、特に身體に異常ある兒童の診察並に注意
- 第三條 學校醫は毎週一回必ず校内を巡視し、兒童の衛生狀態學校の施設、衛生事項に對する處置、其他學校衛生上必要なる事項に關し、學校醫視察簿に記入し、學校長に稟議するものとす
- 第四條 學校醫は學校長の請求ありたる場合には、傷病者兒童の家庭を訪問し、診察をなすものとす
- 第五條 學校醫は學校看護手を指導して看護手常務の遂行を圖るものとす
- 第六條 學校醫の出勤日は毎週火、木、土の三回とす
- 但し學校長の請求ありたる場合は臨時出勤するものとす
- 第七條 學校醫出勤したる時は必ず出勤簿に捺印するものとす
- 學校看護手服務規程
- 第一條 兒童日常養護上必要なる諸般の事務を司らしめ學校衛生の改良上進を圖り且つ救急衛生の事務に當らしめんが爲に學校看護手を置く
- 第二條 學校看護手は指揮を學校長に受け學校醫並に學校衛生係と協力して諸般の事務に當る
- 第三條 學校の看護手は週番教員と協力して兒童看護の任に當る

各地に於ける學校看護婦設置狀況

第四條 學校の看護手は兒童養護上必要なる事項に關して研究調査を爲し、且つ必要と認めたる事項に關しては、學校長に稟議するものとす

第五條 學校看護手は學校長の命を享け、諸般の事項に關し検査を爲し、衛生上必要なる處置を講ずるものとす

第六條 學校看護手の常務大凡次の如し

- 一、兒童身體検査に際し、學校醫の助手をなすこと (年一回)
- 二、兒童の種痘實施に際し、醫員の手傳をなすこと (年一回)
- 三、必要に應じ身體検査をなす際校醫の手傳をなすこと (不時)
- 四、學校内にて起りたる傳染病の豫防消毒をなすこと (不時)
- 五、兒童遠足の際の藥品調製並に後片付 (月一回)
- 六、校舎内外大掃除の際の檢閲 (月一回)
- 七、トラホーム患者治療の際學校醫の手傳 (週三回)
- 八、トラホーム患者治療勤惰簿の記入 (週三回)
- 九、點眼兒童に放課後、毎日點眼水を注ぐこと (毎日)
- 一〇、救急手當をなすこと (毎日)
- 一一、湯茶の適否に關する検査並に監督 (毎日)
- 一二、日常兒童の爲したる掃除並に便所監督 (毎日)
- 一三、通風保温に關する監督 (毎日)
- 一四、吐壺の取締並に監督 (毎日)
- 一五、トラホーム患者用洗面器、手洗水の取締 (毎日)

第七條 學校看護手は毎日出勤執務するものとす

第八條 學校看護手は毎日必ず看護手日誌を記入し學校長に提出するものとす

第九條 看護手日誌に記載すべき事項次の如し

- 一、看護手常務遂行狀況
- 二、學校衛生に關し學校長に稟議すべき事項
- 三、衛生上に關する偶發事項及び之に對する處置

日誌記載例

大正十一年二月八日 水曜 晴 午後雨

- 一、トラホーム患者にして治療の際缺席せるもの特に多し、ために此等兒童の所屬學級擔任教員に理由取調を依頼した。
- 二、掃除の狀況良好
- 三、第四學年兒童某何時限遊技の際、某と衝突し、右臂尺骨の不完全骨折を起した。早速校醫の來診を乞ふ、全治十日位要する由。直ちに父兄を召集し、其旨を語り了解を得た。
- 四、吐壺の使用不徹底  
學校長に稟議し、徹底方につき相談をした。

## 八、神奈川縣橫濱市元街小學校教育獎勵會

(一) 創設年月 明治四十二年五月

各地に於ける學校看護婦設置狀況